

プラスチック資源再商品化等事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき、本市が分別収集したプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品を一括で収集したもの）について、本市が事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、再商品化計画に基づいて事業者による選別等の中間処理及び再商品化を行うものです。

詳細については、別途「業務概要」を参照してください。

選別や再商品化等の高度なリサイクル施設を有し、豊富な経験を有する事業者から安定的な処理体制や処理工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がる取組等について、創意工夫のある企画提案を受け、その専門的能力を積極的に活用することを目的として、事業者を募集します。

2 再商品化計画の期間（履行期間）

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 参加者の資格要件

次の条件（1）から（5）をすべて満たしていることを、確認してください。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- （2）過去2年間に本市、他官公庁、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会におけるプラスチック製容器包装又はプラスチック製品のリサイクルの契約実績を有すること。
上記の実績がない場合、契約実績を有する事業者の子会社であること。ただし、当該親会社の出資比率が51%以上であり、かつ親会社でプラスチック関連の事業経験のある常勤役員が勤務していること。
- （3）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満足すること。
- （4）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を取得していること、又は参加意向申出書の提出日までに一般廃棄物処理施設の設置許可を申請中であり、取得見込みであること。
- （5）1日に2回、市委託収集事業者がプラスチック資源を搬入（高速道路の使用は除く）することが可能な場所に受入又は中間処理施設を有していること。

4 応募企業

応募者は、上記（1）から（5）を満たし、プラスチック資源の中間処理及び再商品化が可能な施設

を有する単独企業又は複数の企業により構成されるグループとします。

複数の企業により構成されるグループで応募する場合、自主結成によりグループを構成してください。

5 業務規模概算額（上限額）

876,796,269円（消費税相当額含む）

6 公募及び契約までのスケジュール一覧

日程	項目
令和5年10月10日（火）	参加意向申出書 提出期限
10月18日（水）	参加資格確認結果通知書の交付
10月18日（水）～ 10月20日（金）	質問の受付期間
10月25日（水）	質問回答日
11月10日（金）17時まで	企画提案書 提出期限
11月10日（金）17時まで	提案書提出辞退書 提出期限
11月21日（火）（予定）	提案内容のヒアリング 企画提案書評価委員会の審査
11月下旬（予定）	優先交渉権者の決定及び公表
12月中（予定）	認定取得に係る協定書の締結
令和6年3月下旬（予定）※	契約の締結（認定を取得後）

※国への認定申請手続きの状況により、令和6年4月以降となる場合があります。

7 プロポーザル実施要領等の公表

（1）公表方法

実施要領については、環境局生活環境部廃棄物政策担当の所管するWebページ及び「入札情報かわさき」へリンク掲載が行われます。

（2）公表期間

令和5年9月26日（火）～令和5年10月10日（火）

8 参加意向申出書等の受付

プロポーザルに参加を希望する者は、次の（１）に記載している期限までに、参加意向申出書（様式１）に、契約実績等を証する書類（参加者の資格要件（２）に記載している事項を確認するため。グループで参加の場合は、全事業者の契約実績等の書類が必要）、一般廃棄物処理施設の設置許可証又は許可申請書第１面の写し（参加者の資格要件（４）に記載している事項を確認するため）を持参にて提出してください。

（１）受付期間

令和５年１０月１０日（火）まで

（受付時間：午前９時～午後５時 閉庁日及び正午～午後１時を除く）

（２）提出場所

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当 小林、大澤

（川崎市川崎区東田町５－４ 川崎市役所第３庁舎１５階）

9 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、令和５年１０月１８日（水）までに参加資格確認結果通知書を申出書に記載の電子メールアドレスあてに配信します。

10 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び業務概要の内容等に関する質問を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。質問書（様式２）により、川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当まで電子メールで送付してください。（電話、FAXによる質問には回答しません。）

（１）受付期間

令和５年１０月１８日（水）から令和５年１０月２０日（金）まで

（２）回答日

令和５年１０月２５日（水）

（３）回答方法

参加資格があると認められた全事業者に対して電子メールアドレスあて送付します。なお、質問者名は公表しません。

11 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。持参にて、川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当に提出してください。

（１）受付期間

令和5年11月10日（金）午後5時まで

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

（2）提出場所

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当

（川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎15階）

（3）提出書類（企画提案書等一式）

ア 企画提案申請書（様式3）：正…1部 副…1部

イ 事業者（グループ）の概要（様式4）：正…1部 副…1部

ウ 品質基準（収率、製品の品質）（任意様式）：正…1部 副…1部

エ 業務実施体制（管理責任者、作業員数等）（任意様式）：正…1部 副…10部

オ 企画提案書（任意帳票、上限A4 10枚）：正…1部 副…10部

カ 見積書（任意帳票）：正…1部 副…10部

キ 上記書類のデータを入れたCD-R：1枚

※企画提案書の上限10枚は用紙の枚数です。両面印刷20ページとすることも可能です。

※企画提案書の副本（10部）及び見積書の副本10部については、事業者名が分からないように提出してください。

（4）記載事項

企画提案書（任意帳票）には、企画提案内容、中間処理から再商品化までの実施体制、再商品化ごとの収率及び品質、特定テーマについて、必ず記載してください。また、後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。なお、特定テーマについて次のとおりです。

特定テーマ1：本市では世界に先駆ける「100%プラリサイクル都市」及び2050年の脱炭素社会の実現に向けて2030年度に市域全体の温室効果ガス排出量の50%削減（2013年度比）を目標に掲げています。

分別収集したプラスチック資源を可能な限り市内でリサイクルを行うための体制や再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組についてご提案ください。

特定テーマ2：分別収集したプラスチック資源の安定的な処理体制を確保するためには、施設の安定的な運転及び適正な維持管理と定期補修等の計画停止時やトラブル等による計画外停止時など長期に施設が停止する場合にも継続した受入及び処理を行うことが重要となります。

運転及び維持管理に係る施設の操業計画や長期に停止した場合の対応（保管場所の確保、事業者間の連携等）についてご提案ください。

（5）見積書

任意帳票に総額（消費税相当額を除く）を記載し、様式6の見積内訳書に単価、再商品化手

法ごとの処理量、合計金額等を記載して提出してください。

なお、見積内訳書の各年度のプラスチック製容器包装、プラスチック製品の量は「業務概要」の表―1を参照のうえ、再商品化手法ごとの処理量を記載してください。

また、再商品化費用については、プラスチック製容器包装は小規模事業者負担分（全負担分の1%）を、プラスチック製品は全負担分（100%）を計上するものとし、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受託者に支払われるものとしします。

12 提案書提出辞退書の受付

提案書提出を辞退する場合は、次の（1）に記載している期限までに、提案書提出辞退書（様式5）により、持参にて、川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当に提出してください。

（1）受付期間

令和5年11月10日（金）午後5時まで

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

（2）提出場所

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当

（川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎15階）

13 提案内容のヒアリング及び企画提案書評価委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市環境局内に企画提案書評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設け、企画提案内容を事業者にプレゼンテーションしていただきます。評価委員会の委員が審査をした後、参加者の中から最優秀者及び次点者を選定します。

選定後、最優秀者を優先交渉権者として、本市が作成する再商品化計画の再商品化実施者に指定をし、国へ認定申請の手続きを行います。

最優秀者の施設等が認可基準を満たさず、国の認定が認められなかった場合、速やかに次点者と認定申請に向けた協議を開始します。

（1）開催日

令和5年11月21日（火）〔予定〕

（2）開催場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎会議室〔予定〕

（3）内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書（任意帳票）を委員に配付してありますので、持ち時間20分でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により10分間の質疑応答を行います。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

- ア 当日、資料等を追加することはできません。
- イ 1事業者（グループ）あたりの出席は、3名以内としてください。
- ウ プレゼンテーションに必要なパソコンは各自持参してください。

14 提案内容の評価基準

評価委員会では、次の評価項目と評価基準に沿って点数付けを行います。各委員は、各事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行います。

(1) 基準点

基準点は、満点の6割とし、基準点を越えた事業者について適正と判断します。

(2) 最高評価点が同点となった場合の措置

採点の結果、最も高い総合点を獲得した事業者が複数の場合（同点）は、次の順で選定するものとします。

- ア 評価項目Bの合計点が最も高い提案（事業者）を選定する。
 - イ アで選定されない場合、見積額が最も低い提案（事業者）を選定する。
 - ウ イで選定されない場合、評価項目Cの合計点が最も高い提案（事業者）を選定する。
- なお、上記により選定ができない場合は、評価委員会委員の協議により順位を決定します。

評価項目		評価基準	
A	品質管理【書類審査】	①	収率、製品の品質が「再商品化計画の認定申請の手引き」の基準を満足し、製品の品質を確保するための措置を講じているか
B	業務遂行能力【ヒアリング】	①	業務を実施する管理体制、技術者等の人材配置が適切であるか
		②	提案全体を通して技術力及び履行能力があるか
		③	適切な設備機器（リチウムイオン蓄電池混入対策含む）が導入されているか
		④	施設までの距離、アクセス道路や周辺環境、構内道路の安全性が適切であるか。
		⑤	質問に対する応答が迅速かつ明確であるか
C	特定テーマに対する提案【ヒアリング】	①	特定テーマ1について提案が的確であるか
		②	特定テーマ2について提案が的確であるか
D	見積額	①	額面の評価

15 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び企画提案書評価委員会に参加の事業者に対して、次のとおり選定結果を通知するとともに、環境局生活環境部廃棄物政策担当が所管するWebページに公表します。

(1) 通知及び公表日

令和5年11月下旬 [予定]

(2) 各参加者への通知方法

電子メールアドレスあて送付

16 契約の手続等

評価委員会で選定した最優秀者と国への認定申請の手続きに向けた協定書を締結の上、本市が作成する再商品化計画の再商品化実施者に指定し、国への申請手続きを開始します。(協定書の締結については、令和5年第4回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。)

本市が再商品化計画を作成する際は、施設の図面や機器リスト等の計画に必要な資料等の提出のほか、再商品化物の引取先事業者などの関係事業者間の調整を行っていただきます。

認定取得後に、本業務に係る仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約として委託契約を締結します。

この場合、契約金額は企画提案書で提出いただいた見積額を基本としますが、社会情勢等の変化により見積額を変更する場合は、再度見積書の提出が必要となります。

また、契約締結に当たっては、次のとおりとします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 協定書及び契約書作成の要否

作成するものとします。

なお、最優秀者の施設等が認可基準を満たさず、国の認定が認められなかった場合、速やかに次点者と認定申請に向けた協議を開始します。

17 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨(円)

(2) 提出書類の取扱い

ア 各事業者から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ウ 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- エ 提出書類受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての技能、知識、経験等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる提案者について

- ア 応募資格のない企業等が行った応募
- イ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合
- オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当（担当：小林、大澤）

所在地：（11月10日まで）川崎市川崎区東田町5番地4（川崎市役所第3庁舎15階）

（11月13日以降）川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎20階）

電話：044-200-3721

メール：30haise@city.kawasaki.jp